

東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年8月

東広島市

目次

I はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	1
2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言及び緊急事態措置.....	1
3 本市行動計画の策定.....	1
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	4
3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点.....	5
(1) 基本的人権の尊重.....	5
(2) 危機管理としての特措法の性格.....	5
(3) 関係機関相互の連携協力の確保.....	5
(4) 記録の作成・保存.....	6
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	6
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定の方針.....	6
(2) 東広島市の被害想定.....	6
(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響.....	7
5 対策推進のための役割分担.....	7
(1) 国の役割.....	7
(2) 県及び市の役割.....	7
(3) 医療機関の役割.....	8
(4) 指定（地方）公共機関の役割.....	8
(5) 登録事業者の役割.....	8
(6) 一般の事業者の役割.....	8
(7) 市民の役割.....	9
6 行動計画の主要7項目.....	9
(1) 実施体制.....	9
(2) 情報収集.....	9
(3) 情報提供・共有.....	10
(4) まん延防止.....	11
(5) 予防接種.....	11
(6) 医療.....	12
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	13
7 発生段階.....	13
8 組織体制.....	15
(1) 新型インフルエンザ等発生時の体制.....	15
(2) 主な業務.....	16
III 危機管理体制に応じた主な対策	18
1 通常体制（「未発生期」）.....	18
(1) 実施体制.....	18
(2) 情報収集.....	18
(3) 情報提供・共有.....	18
(4) まん延防止.....	19

(5) 予防接種.....	19
(6) 医療.....	20
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	20
2 警戒体制（「未発生期」）.....	21
(1) 実施体制.....	21
(2) 情報収集.....	21
(3) 情報提供・共有.....	21
(4) まん延防止.....	22
(5) 予防接種.....	22
(6) 医療.....	22
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	22
3 非常体制（「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」）.....	24
(1) 実施体制.....	26
(2) 情報収集.....	26
(3) 情報提供・共有.....	26
(4) まん延防止.....	27
(5) 予防接種.....	28
(6) 医療.....	28
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	29
4 警戒体制（「小康期」）.....	31
(1) 実施体制.....	31
(2) 情報収集.....	31
(3) 情報提供・共有.....	31
(4) まん延防止.....	31
(5) 予防接種.....	31
(6) 医療.....	31
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	32
新型インフルエンザ等対策の体制縮小・中止.....	32
IV 資料	33
1 用語の解説（五十音順）.....	33
2 施設の使用制限等の対象施設（特措法施行令第11条）.....	37

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が心配される。

また、未知の感染症である新感染症の中でもその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言及び緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）については、国民の生命、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときには、緊急事態宣言を政府対策本部長が発出する。

また、緊急事態宣言が発出された場合は、本市においても特措法第34条に基づく「東広島市新型インフルエンザ等対策本部」を設置（法定）し、県が行う不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限の要請に適宜協力する他、市民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施するものである。

3 本市行動計画の策定

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められた。

広島県は、示された基準を踏まえ、平成25年12月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。県行動計画では、県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計

画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項が定められた。

本市では、豚インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）の感染者が確認され全国にまん延する傾向にあることを受け、平成21年9月に「東広島市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。そして、特措法第26条の規定に基づき、平成25年3月に「東広島市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制を整備しつつ、新型インフルエンザ等の対策を進めてきた。

この度、国、県の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、また、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況に対応できるよう、「東広島市新型インフルエンザ対策行動計画」を全面的に見直し、「東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」に改訂する。

ただし、新型インフルエンザ等に関する政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合、適時適切に行動計画の改訂を行っていく。

4 行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（「新感染症」という。）

参考：新型インフルエンザ等の定義の根拠法令

○特措法第2条第1項

新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

○感染症法第6条第7項

この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染症の疾病をいう。

- 1 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 2 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

○感染症法第6条第9項

この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内及び市内への侵入も避けられないと考えられる。

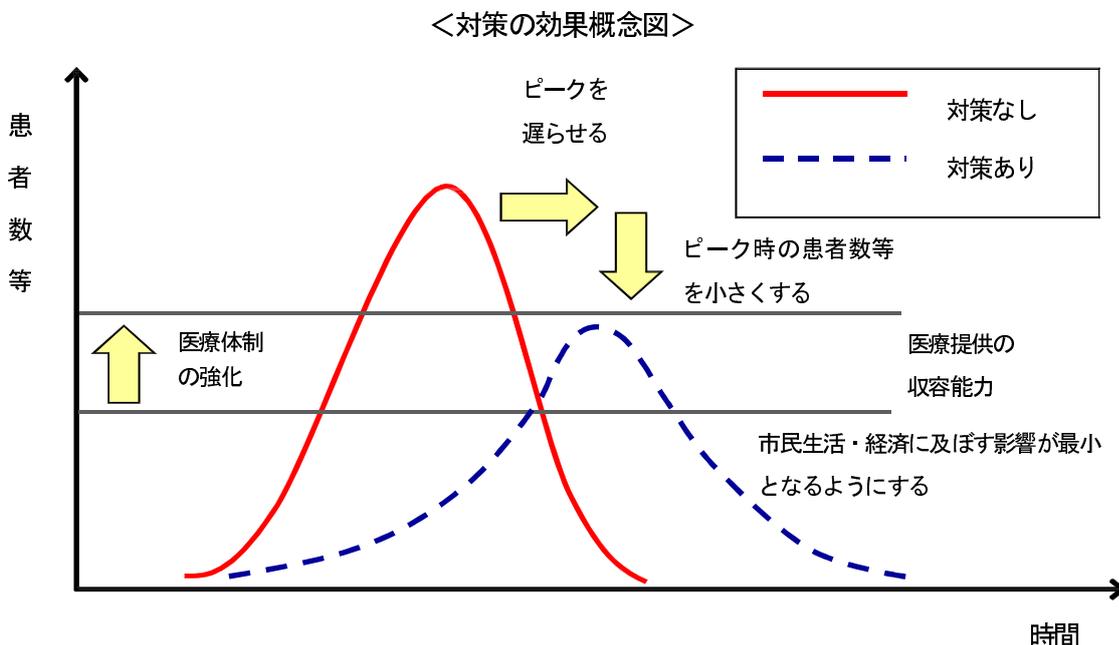
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
- イ 業務継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミック経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な対応を講じる。

そこで、政府行動計画、県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、Ⅲにおいて、危機管理体制毎に記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性、対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- (1) **発生前の段階**から、予防接種体制の構築、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- (2) **海外で新型インフルエンザ等が発生した段階**では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。国内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として、県等との連携の強化等により、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種対策を講ずる。
- (3) **国内発生当初の段階**では、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

- (4) **国内外の発生当初等の病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には**、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小、中止をする等見直しを行う。
- (5) **県内で感染が拡大した段階**では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会的混乱が生じることも想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における事業縮小等による接触機会の抑制等医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる必要がある。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性の許容を市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが間に合わない可能性があるSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

国、県、市町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

市は、県が医療関係者へ医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、市民の利益と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である等により、緊急事態宣言を講ずる必要がないこともあるため、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

（3）関係機関相互の連携協力の確保

東広島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

市は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高いインフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値をおくが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討する。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

(2) 東広島市の被害想定

国は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並の中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並の重度の場合は2.0%と想定している。この想定を用いると、東広島市は次のように想定される。

【流行予測】

区 分	東広島市	広島県
総人口	184,644人	約287万人
患者数 (人口の25%が罹患すると仮定)	約4.6万人	約72万人
医療機関を受診する患者数	約1.8～3.5万人	約29～56万人
入院者数(中等度～重度)	約700～2,900人	約1.2～4.5万人
死亡者数(中等度～重度)	約200～900人	約0.4～1.4万人
1日最大入院者数(中等度)	約140人	約2,280人
1日最大入院者数(重度)	約570人	約8,800人

- ・住民基本台帳に基づく人口（平成27年4月30日現在）により人口割して本市の患者数を試算した。
- ・広島県の人数は県行動計画による。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制、衛生状況等を考慮していない。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。

- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施する。よって、今までの知見に基づき飛沫感染、接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ア 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- イ ピーク時（約2週間）に従業員がり患して欠勤する場合は、最大5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査、研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO（世界保健機関）その他国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等発生時には、政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時には、国の基本対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

ア 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、

国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応に努める。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、保健所の設置市、その他市町並びに指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講じるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

イ 東広島市の役割

市は、国及び県の基本的対処方針に基づき、まん延防止や市民生活維持のための対策を実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。

市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時に援護を必要とする者への支援に關し、国の基本的対処方法に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、地区医師会、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に努める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法（特措法第3条第5項）に基づき、各業務において新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備に努める。（特措法第4条第3項）

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策に努める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項、第2項）

(7) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要7項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、次の7項目に分けて計画を立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、次のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小、停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、新型インフルエンザ等が発生した場合は、危機管理課と福祉部が中心となり全庁一丸となって取り組む。

この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部署が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材の備蓄、整備、点検を行う。

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集、分析して判断につなげるとともに、その結果を市民や関係者に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

このため、広島県感染症・疾病管理センターが中心となり県内外の感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から迅速かつ正確な分析、解析をして公表する。

新感染症が発生した場合は、国、県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

海外で発生した段階から県内の患者が少ない段階までは、県が行う患者の臨床像等の特徴を把握するための積極的な情報収集、分析の結果を積極的に収集するとともに、国、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階では、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替わるため、市は、これらの情報を積

極的に収集するとともに、国、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間での意思疎通が必須である。意思疎通は双方向性のものであり、一方向性の情報だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任がないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は多種多様であるため、高齢者、障害者、外国人等の情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、市民等への広報や啓発等、情報伝達を行う際には、留意して行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等について、県等と連携して、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民等が正しく行動できるためには、事前に新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ていることが必要である。特に児童、生徒、保護者等に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

テレビ、新聞等のマスメディアを活用する場合は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

(イ) 市民等の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定（地方）公共機関の情報を、必要に応じて集約し、市ホームページ等を活用して市民等に提供する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一することが肝要であり、情報を

集約して一元的に発信する体制を構築する。対策本部における広報担当を設置し、県と適時適切に情報を共有する。

なお、市が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

カ 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、県が設置する感染症・疾病管理センターから情報提供されるQ&Aなどを基に対応する。また、海外発生期から県内発生早期までの間に、帰国者や接触者で感染の疑いがある者に対して、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」への相談を案内する。

(4) まん延防止

ア 予防及びまん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行をできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制の対応可能な範囲内におさめることにつなげる。

イ 主なまん延防止対策

個人対策、地域対策、職場対策、予防接種等複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策は、個人の行動を制限する面、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための感染症法に基づく県の措置（健康観察、外出自粛の要請等）に協力する。

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促し、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策、職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、県が施設管理者に施設の使用制限の要請等を行った場合には、市はその要請に応じるとともに、関係者に周知する。

(5) 予防接種

常日頃から予防接種の啓発、普及に努める。

ア ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。状況に応じて適切なワクチンを使用する。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

特措法28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する

ため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ接種対象者、接種順位等を定めておく。

(イ) 特定接種の接種体制

特定接種の接種体制は、原則として集団的接種となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種の種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行う。

b 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行う。

c 住民接種の接種順位等

基本的な考えは、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(イ) 住民接種の接種体制

原則として、集団的接種により接種を実施できるよう接種体制を構築する。

医師、看護師等の医療従事者の確保、接種場所の確保、接種に関する器具等の確保及び市民への周知方法等の推進体制を構築する。

(ウ) 医療関係者に対する要請

国及び県が、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示をする。

(6) 医療

県が県行動計画により以下の目的のため講じる対策について、県の要請を受け、市は地区医師会との連携のもと適宜協力をする。

ア 健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

イ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

ウ 新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関・医療従事者への具体的な支援、迅速な情報の収集・提供等の体制の整備を推進する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が8週間程度続くといわれている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、市は業務継続計画を策定するなど事前に十分準備を行い、新型インフルエンザ等発生時に国、県、医療機関、指定（地方）公共機関、登録業者等と連携し、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるように努める。

市は、県等と連携して、事業者及び市民に対して、事前の準備を行うよう働きかけるとともに、高齢者、障害者等の援護を必要とする者の生活の安全確保に配慮する。

7 発生段階

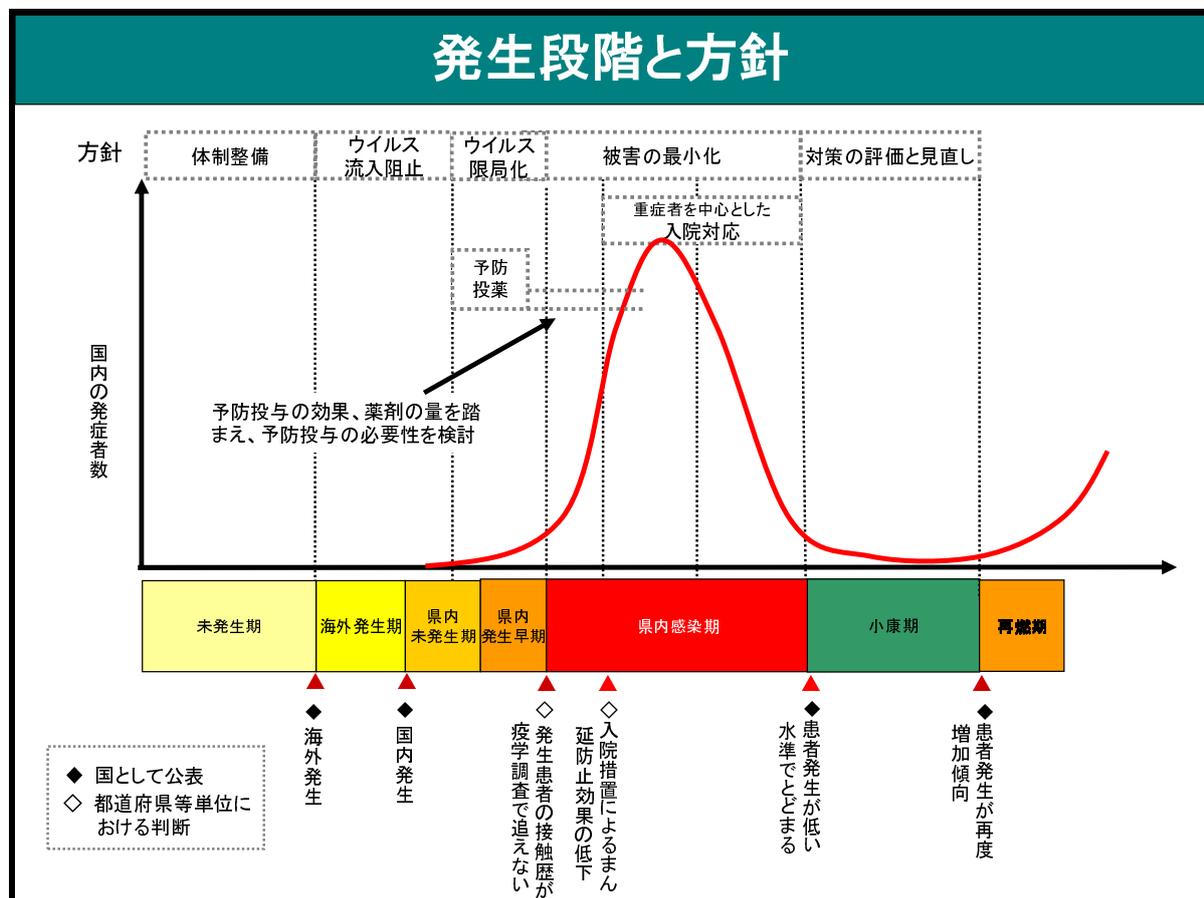
新型インフルエンザ等対策は、感染症の段階に応じてとるべき対応が異なることから、意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

行動計画では、政府行動計画、県行動計画にならい、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

発生段階		状 態
国内発生段階	県内発生段階	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況（発生疑いを含む）。
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
国内発生期	県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生したが、県内では発生していない状態。
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。地域における発生段階、及びその移行については県対策本部が決定する。

発生段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。



8 組織体制

(1) 新型インフルエンザ等発生時の体制

本市における新型インフルエンザ等対策は「東広島市危機管理指針」における組織体制をもとに実施する。なお、各発生段階は新型インフルエンザ等の発生状況に応じた段階とする。

発生段階	未発生期		海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生段階ごとの目的	①体制整備 ②情報の収集・提供		①水際対策 ②体制整備	①県内発生遅延策 ②早期発見に努める	①感染拡大防止策 ②医療体制確保 ③感染拡大に備えた体制整備	①感染被害最小化 ②医療体制維持 ③市民生活及び市民経済の維持	①二波への備え ②医療体制、市民生活及び市民経済の回復
国の危機管理体制	発生前 「新型インフルエンザ等閣僚会議」 補佐「関係省庁対策会議」		発生後 「政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）」 補佐「現地対策本部」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 緊急事態宣言 外出自粛要請、施設の使用制限 臨時の医療施設の設置 </div>				
県の危機管理体制	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制			警戒体制
	広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型インフルエンザ等警戒本部（本部長：健康福祉局長）	広島県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）			広島県新型インフルエンザ等警戒本部（本部長：健康福祉局長）
市の危機管理体制	平常時		警戒体制 ※1	非常体制			警戒体制 ※2
	通常体制（情報収集・共有）		新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（部会長：福祉部長）	新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）			新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（部会長：福祉部長）

※1 国内・県内で鳥インフルエンザの人への感染例が発生したとき、又は、海外で新型インフルエンザ等感染疑い例が発生したとき。

※2 県が政府対策本部を解散した時は、警戒体制へ移行する。

市の危機管理体制は段階に応じて定めているが、状況の変化に対して国の対策の変更や、様々な事態が生じることが想定される。そのため、社会の状況に応じて国、県、事業者等と相互に連携し、臨機応変に対処していくこととする。

ア 警戒体制

未発生期において県が警戒本部を設置する期間と緊急事態宣言が解除された小康期においては、警戒体制をとる。福祉部長を部会長とする「東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（以下「連絡調整部会」とする。）」を設置し、行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針を検討し、対策の準備等を行う。なお、部会長は必要に応じて、関係課を招集することができる。

部会長	福祉部長
部会員	総務課長、職員課長、危機管理課長、市民生活課長、環境対策課長 社会福祉課長、保育課長、健康増進課長、農林水産課長、警防課長 教育総務課長、学事課長、生涯学習課長
事務局	健康増進課

イ 非常体制

原則、県が対策本部を設置した場合は、非常体制をとる。市長を本部長とする「東広島市新型インフルエンザ等対策本部」に移行し、行動計画に基づき、迅速かつ的確な対策を実施する。

本部長	市長
副本部長	総務部担任副市長、建設部担任副市長
本部員	教育長、各部長、会計管理者、消防局長、水道局長 教育委員会事務局の各部長、理事、議会事務局長、各支所長
事務局	主務：危機管理課、補佐：健康増進課

(2) 主な業務

事案発生時の対策は、行政組織規則の事務分掌等に沿って担当する（計画に掲載していない対策が必要になった場合も、この考え方により対策を講じる）。各部局が連携、協力し、全庁一体となった取組を行う。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ○部内の業務の維持に関すること。 ○職場内の感染予防策及び感染拡大防止に関すること。 ○関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること。 ○所管する事業者等への情報提供及び対策実施への協力、助言に関すること。 ○県内未発生期以降における関係団体、関係施設等での活動の継続又は自粛要請に関すること。 ○所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置及び廃止に関すること。 ○対策本部の庶務に関すること。 ○広島県危機管理監との連携に関すること。 ○新型インフルエンザ等発生の動向の情報収集に関すること。 ○災害応急救助物資（食料、生活必需品）の利用に関すること。 ○業務の維持の総括に関すること（部局間の職員の動員を含む）。 ○特定接種に関すること。
企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関へのまん延防止に係る情報提供に関すること。 ○市民への情報提供に関すること（各支所を含む）。 ○報道機関への情報提供に関すること。 ○広報、市ホームページ等での情報発信に関すること。 ○住民自治協議会への情報提供に関すること。 ○外国人への情報提供に関すること。
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ○関係経費の予算に関すること。 ○車両計画に関すること。

生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への情報提供に関すること（各出張所を含む）。 ○火葬許可に関すること。 ○遺体の安置、火葬に関すること。 ○環境衛生に関すること。 ○ごみ収集・し尿等の収集業務の維持に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡調整部会の設置及び廃止に関すること。 ○連絡調整部会の庶務に関すること。 ○対策本部の庶務に関すること。 ○援護を必要とする者の応急相談及び救護に関すること。 ○障害者福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。 ○障害者福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。 ○要援護世帯の相談及び生活支援等に関すること。 ○保育所（園）、児童福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。 ○保育所（園）、児童福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。 ○高齢者施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること。 ○高齢者施設等の感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること。 ○広島県健康福祉局、西部東保健所との連携に関すること。 ○県のサーベイランス事業への協力に関すること。 ○特定接種に関すること。 ○住民の予防接種に関すること。 ○ワクチン接種に伴う副反応情報収集に関すること。 ○相談窓口の設置、運営に関すること。 ○新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。 ○医療機関との連絡調整に関すること。 ○防疫用薬剤等の確保及び配分に関すること。 ○職員への感染症に関する対策及び情報提供に関すること。
産業部	<ul style="list-style-type: none"> ○商工団体等との連絡調整に関すること。 ○観光客への情報提供及び感染状況の把握に関すること。 ○観光施設でのまん延防止策に関すること。 ○家畜の被害調査に関すること。 ○家畜の防疫に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県道路管理者との連携に関すること。
都市部	<ul style="list-style-type: none"> ○施工中の建設工事従事者の感染予防及び感染拡大防止に関すること。
下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道業務の維持に関すること。
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○関係経費の支出に関すること。
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者（疑いを含む）の搬送・移送に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水確保対策に関すること。 ○関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること。
支所	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設・運営に関すること。 ○支所管内の感染状況の把握・報告に関すること。
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における感染予防及び感染拡大防止の実施に関すること。 ○教職員の動員に関すること。 ○学級閉鎖に関すること。 ○学校サーベイランスに関すること。 ○学校給食センターへの情報提供、感染予防及び感染拡大防止に関すること。
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防・感染拡大防止に関すること。 ○不特定多数の者が参加する研修会、イベント等の自粛に関すること。

Ⅲ 危機管理体制に応じた主な対策

1 通常体制（「未発生期」）

<p>(1) 状態</p> <p>ア 新型インフルエンザ等が発生していない状態</p> <p>イ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況（感染疑いの状態を含む）</p>
<p>(2) 目的</p> <p>ア 情報の収集及び市民への情報提供</p> <p>イ 発生に備えて体制の整備</p>
<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対策体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</p> <p>イ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p> <p>ウ 国、県等からの情報収集等を行う。</p>

(1) 実施体制	
<p>ア 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成・改訂</p> <p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等を作成し、必要に応じて見直す。</p>	<p>危機管理課 健康増進課 関係各課</p>
<p>イ 体制整備及び国・県との連携</p> <p>(ア) 県、指定公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等に備え、平素から情報共有や連携強化を図る。</p> <p>(イ) 地区医師会等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう、連絡体制を整備し、情報の共有を図る。</p>	
(2) 情報収集	
<p>ア 国、県、県感染症・疾病管理センター、WHO（世界保健機関）等の機関等から新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。</p>	<p>危機管理課 健康増進課</p>
<p>イ 季節性インフルエンザの流行状況の把握、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集等を積極的に行うとともに、国、県等からの要請に応じ、適宜協力する。</p>	<p>農林水産課 学事課</p>
(3) 情報提供・共有	
<p>ア 市民、事業者、関係機関への継続的な情報提供</p> <p>(ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ、メルマガ、フェイスブック、FM東広島、東広島ケーブルメディア等の様々な広報媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者、外国人等に配慮し、正確な情報提供に努める。</p>	<p>企画課 市政情報課 福祉部各課 産業振興課 商業観光課</p>

<p>イ 情報提供のための体制整備等</p> <p>(ア) 新型インフルエンザ等発生時には、県と連携し、統一的な対応を図ることができるよう情報提供体制を整備する。</p> <p>(イ) 新型インフルエンザ等発生時に発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセス、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化）や広報媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>(ウ) 情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に生かす体制を構築する。</p> <p>(エ) 情報提供が必要な関係機関について事前に把握しておく。</p>	<p>危機管理課 市政情報課 健康増進課</p> <p>全庁</p>
(4) まん延防止	
<p>ア 市民、関係機関への感染防止策の周知</p> <p>マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルで実施すべき感染予防を含む感染防止策を周知し、啓発を図る。</p> <p>(ア) 市ホームページ等を利用し、感染防止策の周知を図る。</p> <p>(イ) 医療機関、学校、保育所（園）、社会福祉施設等における感染防止策について周知を図る。</p> <p>(ウ) 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止策について周知を図るための準備を行う。</p>	<p>職員課 福祉部各課 学事課</p>
<p>イ 職員及び所管する施設の感染防止策</p> <p>(ア) 個人レベル及び職場における感染防止策について周知する。</p> <p>(イ) 直接感染者と接触する職員用の感染防護資材を備蓄し、把握する。</p> <p>(ウ) 所管する施設の手指消毒薬の配布等について検討する。</p>	<p>職員課 管財課 健康増進課 施設所管課</p>
(5) 予防接種	
<p>ア 基準に該当する登録事業者の登録</p> <p>国の特定接種事業者の登録について、県と連携し協力する。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>イ 接種体制の構築</p> <p>(ア) 特定接種</p> <p>特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定し、集団接種体制を整備する。（接種順位・会場、医療従事者の確保、接種器具の調達等）</p> <p>(イ) 住民接種</p> <p>a 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項（新臨時接種）に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう、地区医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知、予約等接種の具体的な実施方法について準備する。</p> <p>b 円滑な接種実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結する等、市民が本市以外の市町でも接種できるよう努める。</p>	<p>職員課 健康増進課 学事課</p>

(6) 医療	
ア 県・地区医師会との連携 県・地区医師会と感染症発生時の情報共有に係る連携体制を整える。	健康増進課
イ 消防機関の患者搬送体制の整備 安全で効果的な搬送体制の確保と、患者搬送時における感染防御策の徹底を図る。	警防課
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
ア 市役所機能の維持 (ア) 市役所機能の維持のため、感染まん延期における業務継続計画を整備するとともに、職場における感染防止策に必要な衛生資器材（消毒薬、マスク等）を把握する。 (イ) 外郭団体、業務委託事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、主要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取組が行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図る。	全庁
イ 市民への対応 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知する。 (ア) 家庭での食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。 (イ) 電気、ガス、水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。 (ウ) ごみの発生の抑制に努めるよう周知を図る。	市政情報課 環境対策課 水道局 廃棄物対策課
ウ 要援護者への支援 要援護者とは、本市避難行動要支援者避難支援プランに基づく本市で把握している要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を対象とする。 (ア) 関係機関等の協力を得つつ、要援護者に情報提供できるよう配慮する。 (イ) 県内感染期における生活支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応）等について具体的手続きを検討する。	危機管理課 地域政策課 福祉部各課
エ 火葬能力等を把握 (ア) 県と連携し火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する。 (イ) 県の火葬体制を踏まえ、市内において火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。	環境対策課
オ 物資及び資材の備蓄等 各所管する施設の感染予防のため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、又は施設及び設備を整備等する。	危機管理課 健康増進課 施設所管課

2 警戒体制（「未発生期」）

<p>(1) 状態</p> <p>国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例発生又は海外で新型インフルエンザ等感染疑い例発生した状態</p>
<p>(2) 目的</p> <p>ア 情報の収集及び市民への情報提供 イ 発生に備えて体制の整備</p>
<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対策体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 イ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ウ 国、県等からの情報収集等を行う。</p>

(1) 実施体制	
<p>連絡調整部会の設置</p> <p>県が新型インフルエンザ等警戒本部を設置し警戒体制をとった時は、市は連絡調整部会を設置し、この部会において連絡体制の整備や情報の共有を図る。</p>	<p>危機管理課 健康増進課 関係各課</p>
(2) 情報収集	
<p>ア 国、県、県感染症・疾病管理センター、WHO（世界保健機関）等の機関等から新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集を継続する。 イ 家きん類における高病原性鳥インフルエンザの監視を行う。</p>	<p>危機管理課 健康増進課 農林水産課</p>
(3) 情報提供・共有	
<p>ア 市民、事業者及び学校関係者への情報提供</p> <p>(ア) 県等と連携し、市民に対して、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、相談窓口、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。 (イ) 高齢者、障害者、外国人、観光客等に配慮し、正確な情報提供に努める。</p>	<p>企画課 市政情報課 福祉部各課 産業振興課 商業観光課 学事課</p>
<p>イ 相談窓口の設置準備</p> <p>市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する準備を進める。</p>	<p>危機管理課 健康増進課</p>
<p>ウ 関係機関への情報提供</p> <p>地区医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、県内発生に備えた協力を要請する。</p>	<p>健康増進課</p>

（４）まん延防止	
感染症危険情報の発出等 (ア) 国等が発出する感染症危険情報を市民や事業者等へ情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨する準備を行う。 (イ) パスポート申請、交付時等に感染危険情報を提供し注意喚起する準備を行う。	市政情報課 市民課 健康増進課 産業振興課 商業観光課
（５）予防接種	
ア 情報収集 (ア) 国等が行うプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの生産、供給等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。 (イ) 県と連携し、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。	健康増進課
イ 特定接種 国が緊急の必要があると認め、接種の実施を決定した場合には、市は、特措法第２８条に基づく特定接種の対象となる職員を決定し、本人の同意を得てワクチンの接種を行う。接種は集団接種での実施を基本とする。	職員課 健康増進課
ウ 住民接種 (ア) 国が予防接種法第６条第３項に基づく住民接種の実施を決定した場合には、国及び県と連携して、接種体制を整える。 (イ) 市は、円滑な接種実施のために、市町間で広域的な協定を締結するなど、市民が本市以外の市町でも接種できるよう接種体制を整備する。	健康増進課
（６）医療	
ア 県・地区医師会との連携 県・地区医師会と感染症発生時の情報共有に係る連携体制を整える。	健康増進課
イ 消防機関の患者搬送体制の整備 安全で効果的な搬送体制の確保と、患者搬送時における感染防御策の徹底を図る。	警防課
（７）市民生活及び市民経済の安定の確保	
ア 市役所機能の維持 (ア) 市役所機能の維持のため、感染まん延期における業務継続計画に基づく対応を確認する。また、職場における感染防止策に必要な物資を把握し準備する。 (イ) 外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染防止策を実施するよう要請する。	全庁

<p>イ 市民への対応</p> <p>市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知する。</p> <p>(ア) 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。なおかつ、買占めを行わないなど適切な行動に努めること。</p> <p>(イ) 電気、ガス、水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。</p> <p>(ウ) ごみの発生の抑制に努めるよう周知を図る。</p>	<p>市政情報課 環境対策課 水道局 廃棄物対策課 関係各課</p>
<p>ウ 事業者への対応</p> <p>事業者等に対し、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知する。特に社会機能の維持に関わる事業者等には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう理解と協力を求める。</p>	<p>産業振興課 商業観光課 健康増進課</p>
<p>エ 要援護者への対応</p> <p>(ア) 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを必要に応じて、要援護者や社会福祉施設等へ連絡する。</p> <p>(イ) 県からの要請を受け、県内感染期における在宅の要援護者への必要な支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、生活必需品等）等、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを確認する。</p>	<p>危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課</p>
<p>オ 遺体の火葬及び安置</p> <p>県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。</p>	<p>環境対策課</p>
<p>カ 物資及び資材の備蓄等</p> <p>各所管する施設の感染予防のため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。また、災害応急救助物資の利用を踏まえて、総合的な備蓄計画を検討する。</p>	<p>危機管理課 健康増進課 施設所管課</p>

3 非常体制（「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」）

各発生期の移行展開は予測できないため、各発生期の目的と対策の考えを随時確認しながら行動計画を実施していくこととする。

海外発生期	<p>(1) 状態</p> <p>ア 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>イ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>ウ 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況</p>
	<p>(2) 目的</p> <p>ア 新型インフルエンザ等の国内侵入状況を注視し、早期発見に努める。</p> <p>イ 県内発生に備えて体制整備を行う。</p>
	<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>イ 対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>ウ 県等と連携し、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>エ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>
県内未発生期	<p>(1) 状態</p> <p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p>
	<p>(2) 目的</p> <p>ア 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>イ 県内発生が遅延と早期発見に努める。</p>
	<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 県内発生早期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のため準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。</p> <p>イ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>
県内発生早期	<p>(1) 状態</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
	<p>(2) 目的</p> <p>ア 県内の感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>イ 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>ウ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>

	<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。新型インフルエンザ等の発生状況等により、緊急事態宣言が行われた時は、積極的な感染拡大防止策等をとる。緊急事態宣言がされている場合は、緊急事態宣言時の措置の周知徹底を図る。</p> <p>イ 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>ウ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>エ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>
県内感染期	<p>(1) 状態</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p>
	<p>(2) 目的</p> <p>ア 医療体制を維持する。</p> <p>イ 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>ウ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
	<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>イ 地域ごとの発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。</p> <p>ウ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>エ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>オ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限に抑える。</p> <p>カ 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活、市民経済の影響を最小限に抑えるために必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>キ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>ク 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。</p>

(1) 実施体制	
<p>対策本部の設置</p> <p>国及び県が対策本部を設置した場合には、原則、対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認した上で、行動計画に基づく事前準備、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。</p>	<p>危機管理課 健康増進課 関係各課</p>
<p>緊急事態措置</p> <p>ア 緊急事態宣言がなされた場合、対策本部を継続する。 イ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。</p>	<p>危機管理課 健康増進課</p>
(2) 情報収集	
<p>ア 患者等の発生状況や感染防止策等についての情報を積極的に収集するとともに、国、県等からの要請に応じ協力する。 イ 国内の発生状況や他の市町等の対応をリアルタイムで把握するため、国や県を通じて、必要な情報を収集する。 ウ 保育所（園）、幼稚園、小中学校等の新型インフルエンザ等発生状況を把握し、情報を集約する。 エ 家きん類における高病原性鳥インフルエンザの監視を行う。</p>	<p>危機管理課 保育課 健康増進課 農林水産課 学事課</p>
(3) 情報提供・共有	
<p>ア 情報提供</p> <p>(ア) 県等と連携し、医療機関、事業者、市民に対して、海外及び国内での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策、県が設置するコールセンター、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。 (イ) 高齢者、障害者、外国人、観光客等に配慮し、正確な情報提供に努める。 (ウ) 最新情報や、基本的知識、感染防止策を市ホームページ等で周知し、パニックを防止する。 (エ) 多様な人の利用が見込まれる大規模集会施設でのイベント、講演会等の開催時において、周知する。 (オ) 非常体制下での窓口業務等の行政サービス提供状況について市民へ迅速、的確な情報を提供する。</p>	<p>企画課 市政情報課 福祉部各課 産業振興課 商業観光課 学事課 生涯学習課 関係各課</p>
<p>イ 相談窓口の設置・相談機能の強化</p> <p>(ア) 相談窓口を設置し、Q&A等を活用した適切な情報提供を行えるよう体制の充実、強化を行う。 (イ) 国、県から情報を入手し、市民及び関係機関への情報提供に努める。 (ウ) 不安拡大による生活相談等の増加に応じて、相談機能を充実・強化する。</p>	<p>健康増進課 危機管理課</p>

<p>ウ 情報提供方法</p> <p>発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び都道府県と情報を共有するとともに、発表の方法等について、県内で発生するまでにこれら関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。</p> <p>※発生地域の公表に当たっては、原則、市町名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。</p>	<p>市政情報課 危機管理課</p>
(4) まん延防止	
<p>ア 感染症危機情報の発出等</p> <p>(ア) 国等が発出する感染症危険情報を市民や事業者等へ情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨する。</p> <p>(イ) パスポート申請、交付時等に感染危険情報を提供し注意喚起を行う。</p>	<p>市政情報課 健康増進課 産業振興課 商業観光課 市民課</p>
<p>イ 水際対策</p> <p>県及び隣接市等と連携し、感染拡大防止策等に協力する。</p> <p>【県の対策】</p> <p>県は、広島空港事務所等の広島空港関係機関に対して、情報提供、情報収集、感染拡大防止策の協力要請を行う。</p>	<p>健康増進課 危機管理課</p>
<p>ウ 市民、事業者等への感染防止策の周知</p> <p>(ア) 市民、事業所、福祉施設、社会教育施設等に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染防止策の徹底を図る。</p> <p>(イ) 事業者に対し、職場における感染防止策の周知を徹底する。</p> <p>(ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、保育・学校施設等における感染防止策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行う。</p> <p>(エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけ等適切な感染防止策を講ずるよう周知する。</p> <p>(オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう周知する。</p> <p>(カ) 市民等の他、観光客についても、社会活動の制限等の協力を呼びかける。</p>	<p>企画課 産業振興課 商業観光課 福祉部各課 学事課 関係各課</p>
<p>エ 職員及び、所管する施設の感染防止策</p> <p>(ア) 直接感染者と接触する職員へ感染防護資材を配布する。</p> <p>(イ) 必要に応じて所管する施設の手指消毒薬等を配布する。</p>	<p>職員課 管財課 健康増進課 施設所管課</p>

<p>オ 社会活動等の制限</p> <p>県の決定により、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の周知を図る。また、事業者等に対して、施設の使用制限の要請等について周知を図る。</p>	<p>健康増進課 危機管理課 市政情報課</p>
<p>カ 家きん類等におけるインフルエンザ対策</p> <p>家きん舎等の衛生管理を周知徹底する。</p>	<p>農林水産課</p>
<p>ア 感染防止のための市民への要請</p> <p>県が特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力を行う。</p> <p>イ 学校、保育所等の施設使用制限</p> <p>県が特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、学校、保育所等に対して施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行った場合には施設利用の理解を得ることに努め、速やかに必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底</p> <p>県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の所管施設に対して、職場を含めた感染対策の徹底について要請を行った場合には、各施設において対策を講じる。</p>	<p>危機管理課 市政情報課 健康増進課 保育課 教育総務課 学事課</p>
(5) 予防接種	
<p>ア 特定接種</p> <p>国、県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>	<p>職員課 健康増進課</p>
<p>イ 住民接種</p> <p>(ア) 国が接種順位を決定し、ワクチンの供給が可能となり次第、集団的接種を行うことを基本として、予防接種を実施する。</p> <p>(イ) 国が臨時の予防接種の実施を決定した場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を国と連携し、市民への予防接種を実施する。</p> <p>(ウ) 国の指示を受けて、市民に対し、住民接種に関する情報提供を開始する。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>緊急事態措置</p> <p>国が特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条1項に規定する臨時の予防接種の実施を決定した場合には、国と連携して、市民への接種を実施する。</p>	<p>健康増進課</p>
(6) 医療	
<p>ア 県・地区医師会との連携</p> <p>(ア) 県・地区医師会と連携し、医療状況について把握に努める。</p> <p>(イ) 県から要請に応じて、適宜協力する。</p>	<p>健康増進課</p>

<p>イ 東広島市休日診療所</p> <p>県の対策に合わせて、地区医師会と協議し、休日診療所の診療体制を整える。</p> <p>【県の対策】</p> <p>県は感染者が増加し、帰国者・接触者外来を有しない医療機関においても患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるように、医療提供体制の確保を図る。</p>	健康増進課
<p>キ 消防機関の患者搬送</p> <p>安全で効果的な搬送体制の確保と、個人防護服を備蓄し患者搬送時における感染防御策の徹底を図る。</p>	警防課
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
<p>ア 市役所等機能の維持</p> <p>(ア) 感染まん延期の市役所機能の維持のため、職員の健康管理を徹底するとともに、可能な範囲で業務の縮小等に向けた準備を行う。また、業務継続計画に基づき、出勤可能な職員の数に応じて事業を継続する。</p> <p>(イ) 外郭団体、業務委託事業者等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、業務の縮小を要請する。</p>	全庁
<p>イ 市民への対応</p> <p>市民に社会機能の維持に向けて、次の取組を行うよう情報提供する。</p> <p>(ア) 食料品等の備蓄に補充が必要な場合、十分に感染予防を行った上で補充する。なおかつ、買い占めを行わないなど、適切な行動に努める。</p> <p>(イ) 電気、ガス、水道等の資源の消費節減に努める。</p> <p>(ウ) ごみの発生の抑制に努めるよう周知を図る。</p>	市政情報課 環境対策課 水道局 廃棄物対策課 関係各課
<p>ウ 事業者への対応</p> <p>県等と連携し、事業者等に対し、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を行うよう協力を仰ぐ。</p>	産業振興課 商業観光課
<p>エ 要援護者への支援</p> <p>(ア) 食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。</p> <p>(イ) 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、生活必需品等）等、搬送、死亡時の対応を行う。</p> <p>(ウ) 移送及び応急救助物資の搬送等に必要な車両を確保する。</p> <p>(エ) 必要に応じて、災害応急救助物資の配布を行う。個々の配布が困難な場合は、地域内の集積拠点まで災害応急救助物資を輸送する。この場合の配布方法については、関係機関等の協力を得て配布する。</p>	総務課 危機管理課 企画課 管財課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課

<p>オ 遺体の火葬及び安置</p> <p>火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。</p> <p>(ア) 可能な限り火葬場を稼働させて遺体処理を行う体制を確保する。</p> <p>(イ) 燃料、資器材等を確保する。</p> <p>(ウ) 一時遺体安置所を設置する。</p>	<p>環境対策課</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">緊急事態措置</p> <p>ア 水の安定供給</p> <p>水道事業者は行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>(ア) 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>(ウ) 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を行う。</p> <p>ウ 火葬</p> <p>可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、広島県広域火葬計画に基づき、県へ広域火葬の応援、協力を要請し、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p> <p>エ 要援護者対策</p> <p>国から在宅の要援護者への必要な支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、生活必需品等）等、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。</p>	<p>水道局</p> <p>産業振興課 商業観光課</p> <p>環境対策課</p> <p>危機管理課 福祉部各課</p>

4 警戒体制（「小康期」）

<p>(1) 状態</p> <p>ア 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p> <p>イ 大流行は一旦終息している状況</p>
<p>(2) 目的</p> <p>市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>(3) 対策の考え方</p> <p>ア 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等第一波による医療体制及び社会、経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>イ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>ウ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>エ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を実施する。</p>

(1) 実施体制	
<p>対策本部の廃止と、連絡調整部会の設置</p> <p>緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を廃止し、連絡調整部会を設置する。</p>	<p>危機管理課</p> <p>健康増進課</p>
(2) 情報収集	
<p>ア 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>イ 保育所（園）、幼稚園、小中学校等の新型インフルエンザ等発生状況を把握し、情報を集約する。</p>	<p>危機管理課</p> <p>健康増進課</p> <p>保育課</p> <p>学事課</p>
(3) 情報提供・共有	
<p>ア 状況を見ながら相談窓口等の体制を縮小する。</p> <p>イ 第二波に備え、市民及び事業者等への情報提供と注意喚起を行う。</p> <p>ウ 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。</p>	<p>市政情報課</p> <p>健康増進課</p> <p>産業振興課</p> <p>商業観光課</p>
(4) まん延防止	
<p>ア 職員及び所管施設の感染防止策</p> <p>引き続き、手洗い、うがいマスクの着用、咳エチケットを習慣化するよう周知する。</p>	<p>職員課</p> <p>管財課</p> <p>健康増進課</p> <p>施設所管課</p>
(5) 予防接種	
<p>流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。</p>	<p>健康増進課</p>
(6) 医療	
<p>県からの要請があった場合は適宜協力する。</p>	<p>健康増進課</p>

（７）市民生活及び市民経済の安定の確保	
ア 市役所の機能維持と通常体制への移行 （ア）職員の健康管理を徹底する。 （イ）通常体制への移行。	全庁
イ 市民・事業者への対応 （ア）市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかける。 （イ）県の要請に応じ、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力要請を行う。	市政情報課 産業振興課 商業観光課
ウ 要援護者への対応 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、生活必需品等）等、搬送、死亡時の対応を行う。	危機管理課 企画課 福祉部各課
新型インフルエンザ等対策の体制縮小・中止	
国、県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、連絡調整部会で対策方針を判断した上で新型インフルエンザ等の対策を縮小、中止する。	連絡調整部会

IV 資料

1 用語の解説（五十音順）

用語	解説
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。
疫学調査	感染者や感染者に接触歴のある人を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥をいう。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染	一人に対して、病原体が寄生し、増殖すること。 なお、感染者から他人に感染することで伝染といい、複数の宿主の間での伝染を流行という。
感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 <ul style="list-style-type: none"> 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生源国からの帰国者や患者の接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者の診療を行う。 帰国者、接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小、廃止する。 新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

帰国者・接触者 相談センター	<p>発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。</p>
基礎疾患を有する者等	<p>妊婦、幼児又は呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）、免疫機能不全（H I V、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。</p>
急性呼吸器症状	<p>急に咽頭痛、咳嗽、鼻汁、鼻づまり、喀痰、呼吸困難、発熱、悪寒等を発症する症状である。</p>
業務継続計画	<p>新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小、中止するため、各事業者において事業を継続するための計画をいう。</p>
抗インフルエンザウイルス薬	<p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p>
行動計画	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ国、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画（特措法第6条から第8条まで）。</p>
サーベイランス	<p>見張り、監視制度という意味。</p> <p>特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医薬機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。（特措法第2条第6号）</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう（特措法第2条第7号）。</p>

死亡率 (Mortality Rate)	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等にり患して死亡した者の数。
新型インフルエンザ	<p>感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。</p> <p>毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。</p>
新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009	平成21年4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成23年3月に、流行状況が従来の季節性インフルエンザと同等なものとなったため、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
咳エチケット	<p>感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咳、くしゃみの際はティッシュ等で口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。 ・鼻汁、痰等を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。 ・咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。
致命率	流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。
鳥インフルエンザ	<p>A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示す等特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。</p> <p>近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。</p> <p>なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ (H5N1)」と</p>

濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行のことを指す。 特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こす。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
病原性	新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。
まん延	病気などが広範囲に広がっていくことをいう。

2 施設の使用制限等の対象施設（特措法施行令第11条）

	種 別
1	学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 (高等過程に限る。)、幼保連携型認定こども園)
2	保育所、介護老人保健施設その他の施設 (保育所、児童館、認可外保育施設、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援 事業所、自立訓練(機能訓練、生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援(A型、 B型)事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業 所、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、日中一時支援事業所、通所 介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業 所、特定施設入所者生活介護(短期入所に限る。)事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規 模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リ ハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業 所、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。)事業所、地域支援事業所、老人デ イサービス福祉事業所、老人短期入所事業所、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、複合型 サービス福祉事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、授産施設、ホームレス自 立支援センター、放課後児童健全育成事業所)
3	大学、専修学校(高等課程を置く専修学校を除く。)、各種学校等
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
5	集会場又は公会堂
6	展示場
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又 は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するため必要な物品として厚生労働大臣が定め るものの売り場を除く。)
8	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
9	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
10	博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館
11	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
12	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
13	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援業を営む施設

* 3～13の施設については、1,000㎡超の施設が対象となる。